

観光 PR 用デジタルスタンプラリー業務委託 仕様書（案）

1 件名

観光 PR 用デジタルスタンプラリー業務委託

2 目的

市内観光客の回遊性を促進するスマートフォンアプリスタンプラリーによる景品配布等で石岡市の認知度向上と石岡市への誘客促進に取り組む。

3 委託期間

契約日の翌日から令和4年2月28日まで

4 業務の内容

(1) システム構築業務

- ・ アプリは iOS 及び Android のいずれにも対応したものとすること。また、バージョンは最新のものに对应すること。
- ・ 二次元コード（QR コード）及び GPS を活用してデジタルスタンプがスマートフォンに押されるようなシステムにすること。
- ・ 指定の場所は 10 ヶ所以上登録できるようにすること。
- ・ 指定の場所を地図にて確認できるようにすること。
- ・ 対応言語は日本語とすること。
- ・ プッシュ通知によるお知らせを、発信できるようにすること。
- ・ デジタルスタンプを 3 つ集めると景品の抽選ができるようにし、景品の抽選後に抽選済にできるような仕組みを入れること。
- ・ デジタルスタンプを 3 つ集め、景品の抽選が終了したあとも、集めていないデジタルスタンプを 3 つ集め、再度抽選できるような仕組みを入れること。
- ・ 完成したアプリをスマートフォンからダウンロードできるようにすること。
- ・ デジタルスタンプラリー実施期間は、おおむね 3 ヶ月間とすること。
- ・ アプリの利用は、原則 1 人 1 アカウントまでとすること。同一人が重複して景品を受けることがないように、同一の個人情報によるアカウント作成はブロックできるような措置を講じること。
- ・ 利用者が、このアプリを広くダウンロードできるよう、「AppStore」「GooglePlayStore」へのアプリケーション登録を行うとともに、登録後は継続して配信できる体制とすること。

- ・ システム構築が完了したら直ちに、構築されたシステム機能全体を説明する資料（フロチャート、スマートフォンに表示される画面、収集されたデータの保存画面、収集されたデータの保管方法等）を提出し説明を行うこと。

（２）システム維持管理業務

- ・ 安定してシステムを運用できるよう、保守・運用を行うこと。
- ・ OSのバージョンアップに随時対応するとともに、アプリのダウンロード状況等を把握できるようにすること。
- ・ アプリの不具合等が見つかった場合はこれを修正し、アップデートを行うこと。
- ・ アプリの不具合等について対応窓口を設けること。

（３）名称の選定

- ・ スタンプラリーの名称やキャッチコピーを提案して石岡市観光課と協議の上、決定すること。

（４）広報業務

以下の項目の内容を踏まえ、石岡市観光課と協議のうえ、スタンプラリーの広報を実施すること。

- ・ 広報PRツールの作成
広報PRツールとして以下の物を制作すること。
 - ・ ポスター 刷色：４C 部数：200枚
 - ・ のぼり旗 刷色：４C 部数：20枚
- ・ 広報PRツールの配布
スタンプラリーを広報するため、のぼり旗、ポスター等の広報PRツールを観光客に効果的にPRできる県内施設（スタンプ獲得箇所や近隣市町村、近隣市町村観光協会、駅、道の駅、観光施設、パーキングエリア、サービスエリア等）に配布すること。
- ・ SNSを活用した広報
スタンプラリーを広報するため、SNSを活用した情報発信をすること。

（５）スタンプラリー景品の選定、手配、当選者の決定、配送

- ・ 受託者は、平均6,000円程度（配送料込み）の石岡市産の景品を選定して手配するものとし、景品の内容及び景品数については石岡市観光課と協議の上決めるものとする。
- ・ 当選者は300名とすること。
- ・ 受託者は応募情報を取りまとめの上、当選者を決定するものとする。当選者の決定方法は抽選とすること。

- ・ 当選者に景品を配送すること。
- (6) スタンプラリー参加者の集計・分析
- ・ 受託者はスタンプラリー参加者にアンケート調査を実施し、年代、性別、居住地域、石岡市への来訪回数、観光施設の満足度等を集計すること。
 - ・ 受託者はスタンプラリー参加者の情報のアクセス集計を行うものとし、年代、性別ごとに好まれる地点や多く選ばれた地点などの分析を行うものとする。
 - ・ 受託者はスタンプラリー参加者の集計データをスタンプラリー開催期間中、毎月提供するものとする。
- (7) スタンプラリー参加者及びスタンプ設置地点管理者からの問い合わせ対応
- ・ 受託者は、スタンプラリー参加者及びスタンプ設置地点管理者からの問い合わせ対応を行う。
- (8) デジタルスタンプ設置地点の選定及び交渉
- ・ 受託者は企画趣旨に沿うデジタルスタンプ設置地点を石岡市観光課と協議のうえ選定し、設置地点選定先への交渉を行う。

5 成果品

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 実施報告書 | 1 式 |
| 制作した広報 PR ツール | 1 式 |
| 印刷物等の電子データ | 1 式 |
| その他、石岡市が指示する物 | 1 式 |

6 納入場所

石岡市経済部観光課 茨城県石岡市石岡一丁目 1 番地 1

※本業務の成果品については、石岡市の検査を受けた後、納品するものとする。

7 守秘義務

本業務の遂行に際して知り得た個人の情報や石岡市の秘密にあたる情報は、何人にも漏らしてはならない。本事業終了後も同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は、参加者とデジタルスタンプラリーの指定場所管理者に十分注意・配慮をし、迷惑のかからないよう適切な業務遂行に努めること。
- (2) デジタルスタンプ設置地点は、公平・公正かつ安全に使用するものとする。

- (3) 成果品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、発注者である石岡市に無償で譲渡するものとし、その利用及び再編集は石岡市において自由に行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、業務に伴う第三者への損害は、その責めを負うこと。
- (5) 業務遂行にあたり、疑義が生じた場合、または重大な問題が生じたときは速やかに石岡市観光課に連絡し、指示に従うものとする。